



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

新型コロナウイルス感染症関連で厚労大臣に要望 保健所の体制整備や医療機関等への支援を

公益社団法人日本看護協会（会長：福井トシ子、会員76万人）は7月8日、加藤勝信厚生労働大臣に、新型コロナウイルス感染症に関する保健所の体制整備および職員への慰労金の支給に関する要望書と、医療機関や訪問看護ステーションへの経営支援を求める要望書をそれぞれ提出しました。



加藤厚労大臣に要望書を手渡す
福井会長（左）と鎌田常任理事（右）

■保健所の体制整備及び保健所等に勤務する職員への慰労金の支給について

保健所は、地域の健康危機管理の拠点として位置付けられていますが、地域保健法施行後、保健所数は半減しています。また、近年、保健師の業務内容や活動領域が拡大する中で、保健所保健師数は横ばいとなっています。新型コロナウイルス感染症の影響で業務が増大し、保健所の体制維持に困難が生じた自治体もあり、保健所の体制整備については6月19日、「今後を見据えた保健所の即応体制の整備に向けた指針」で具体的に示されました。これを受け、福井会長と鎌田久美子常任理事は、第2波に向けて保健所等に勤務する職員の人材確保や設備などの体制整備について、指針に示された内容が実現されるよう働き掛けを求めました。

さらに、第2次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金の給付が決定しましたが、保健所等に勤務する保健師をはじめとする職員は含まれておらず、感染症対策業務に取り組み、地域医療体制の維持に貢献した保健所等に勤務する保健師をはじめとする職員も慰労金支給の対象とすることを要望しました。

<要望事項>

1. 保健所等に勤務する職員の確保や設備などの体制整備
2. 保健所等に勤務する保健師をはじめとする職員への慰労金の支給

■新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた医療機関及び訪問看護ステーションへの経営支援に関する要望書

新型コロナウイルス感染症患者の対応にあたった医療機関については、診療報酬上の臨時的な対応がなされていますが、他の患者の受け入れ制限などにより減収・減益が起きています。また、対応していない医療機関でも、患者数の減少や感染症対策のコスト増により経営状況が悪化しており、訪問看護ステーションにおいても、新型コロナウイルスの感染拡大により、同様の状況が見られます。

第2次補正予算では、経営支援のための対策も行われていますが、感染の終息時期が見通せない中で看護職の処遇悪化が懸念されます。こうした状況について、福井会長は「看護職の離職や医療崩壊につながりかねない。非常に強い危機感を持っている」と述べ、地域医療を守るため、医療従事者の雇用を維持し、必要な医療機能を確保する観点から、第2次補正予算の予備費の活用および基本診療料等の診療報酬や訪問看護療養費等の引き上げを要望しました。

加藤厚労大臣は「頑張った方に報いることができるよう、状況を見ながら、必要な場合には追加の支援も検討したい」と話しました。

<要望の要旨>

看護職をはじめとする医療従事者の処遇悪化を防ぎ、雇用を維持できるよう、第2次補正予算の予備費の活用はもとより、基本診療料等の診療報酬や訪問看護療養費等の大幅な引き上げを要望する。

報道関係の皆さまにおかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますようお願い申し上げます。

令和2年7月8日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井 トシ子



保健所の体制整備及び保健所等に勤務する 職員への慰労金の支給について

保健所は、地域における健康危機管理の拠点として位置づけられているが、地域保健法施行後、保健所数は半減している。また、保健師の業務内容および活動領域が拡大する中で、保健所保健師数は横ばいのままであり、自治体間での格差も大きい。1保健所当たりの保健師配置数をみると最も少ない自治体は3.9人となっている。

このような中、今回の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い保健所業務が増大したことで、保健師一人当たりの業務負荷も増大し、保健所の体制維持に困難が生じた自治体もある。実際に、保健所の職員の中には、1か月に100時間以上の時間外労働をせざるを得なかった者もいたと報道されている。今後想定される新型コロナウイルス感染症の第2波に向け迅速に対応するため、保健所等に勤務する職員の確保や設備などの体制整備を要望する。

また、新型コロナウイルス感染症対応のための第2次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金の給付が決定したが、保健所等に勤務する保健師をはじめとする職員は含まれていない。

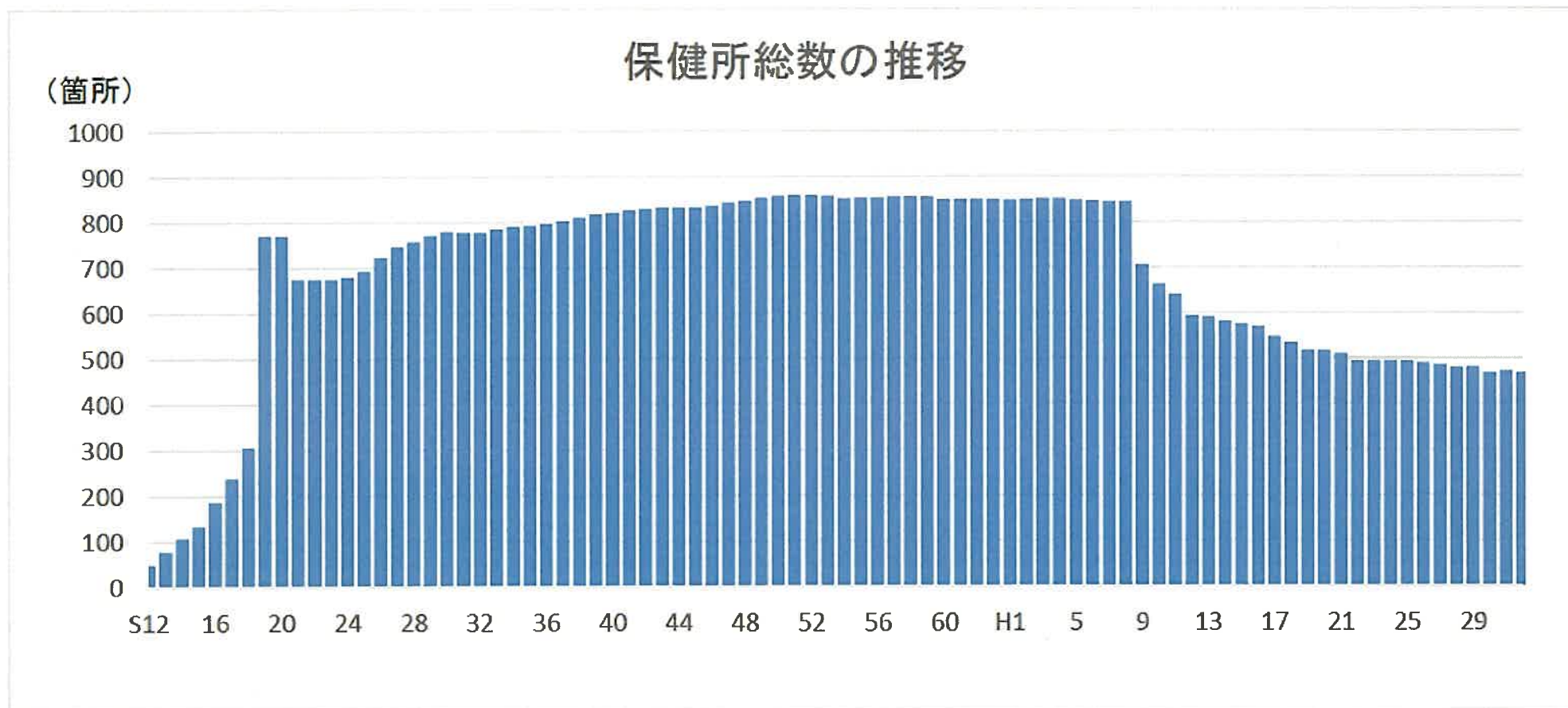
保健所では、症状等がある住民からの相談対応やPCR検査、患者移送、入院の調整、感染者の行動履歴等の疫学調査など、新型コロナウイルス患者及び感染の疑いのある者への対応などの業務に取り組み、地域医療体制の維持に貢献している。よって、保健所等に勤務する保健師をはじめとする職員も慰労金支給の対象とすることを要望する。

記

1. 保健所等に勤務する職員の確保や設備などの体制整備
2. 保健所等に勤務する保健師をはじめとする職員への慰労金の支給

保健所数の推移（厚生労働省健康局健康課地域保健室調べ）

令和2年4月1日現在



引用：全国保健所長会ホームページ

URL：http://www.phcd.jp/03/HCsuii/pdf/suii_temp01.pdf（最終アクセス：2020年6月23日）

1 保健所当たり的人数

都道府県名		都道府県 常勤保健師総数	保健所 (実人員)	県型保健所及 び支所数	1保健所当たり の人数
全 国		5,081	3,619	418	8.7
1	北海道	272	231	40	5.8
2	青森県	63	52	6	8.7
3	岩手県	79	55	9	6.1
4	宮城県	112	79	9	8.8
5	秋田県	78	57	8	7.1
6	山形県	66	52	4	13.0
7	福島県	128	88	6	14.7
8	茨城県	103	78	12	6.5
9	栃木県	125	80	9	8.9
10	群馬県	84	39	10	3.9
11	埼玉県	147	108	13	8.3
12	千葉県	172	139	14	9.9
13	東京都	207	147	12	12.3
14	神奈川県	101	77	8	9.6
15	新潟県	100	80	12	6.7
16	富山県	89	59	8	7.4
17	石川県	79	49	8	6.1
18	福井県	70	50	6	8.3
19	山梨県	72	35	5	7.0
20	長野県	101	70	11	6.4
21	岐阜県	82	63	11	5.7
22	静岡県	125	75	9	8.3
23	愛知県	160	124	12	10.3
24	三重県	83	56	8	7.0
25	滋賀県	88	50	6	8.3
26	京都府	97	78	7	11.1
27	大阪府	241	199	11	18.1
28	兵庫県	162	126	12	10.5
29	奈良県	78	53	4	13.3
30	和歌山県	69	48	8	6.0
31	鳥取県	51	23	2	11.5
32	島根県	83	53	7	7.6
33	岡山県	117	87	9	9.7
34	広島県	88	53	7	7.6
35	山口県	85	53	7	7.6
36	徳島県	91	63	6	10.5
37	香川県	68	39	4	9.8
38	愛媛県	97	62	6	10.3
39	高知県	99	60	5	12.0
40	福岡県	159	122	9	13.6
41	佐賀県	76	50	5	10.0
42	長崎県	94	71	8	8.9
43	熊本県	98	66	10	6.6
44	大分県	106	72	9	8.0
45	宮崎県	106	75	8	9.4
46	鹿児島県	127	89	13	6.8
47	沖縄県	103	84	5	16.8

* 出典 都道府県常勤保健師数、保健所(実人員): H30年度厚労省保健師活動領域調査
 県型保健所及び支所数: 厚生労働省ホームページ
 (健康局健康課地域保健室調べ: 平成30年4月1日現在)

令和2年7月8日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井トシ子



新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた 医療機関及び訪問看護ステーションへの経営支援に関する要望書

新型コロナウイルス感染症患者の対応にあたった医療機関については、診療報酬上の臨時的な対応がなされているが、新型コロナウイルス感染症以外の患者の受け入れ制限等により、減収減益がおきている。また、新型コロナウイルス感染症患者の対応を行っていない医療機関においても患者の減少や感染症対策のコスト増大等により、経営状況が悪化している。同様に、訪問看護ステーションにおいても、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、減収減益がおきている。

第2次補正予算では、経営支援のための対策が打ち出されているが、感染の終息時期が見通せない中では、持続的な財政支援がないかぎり経営の安定化は望めず、医療機関及び訪問看護ステーションに勤務する看護職の処遇悪化が懸念される。現に、財務的苦境から職員の減給、賞与減額等が計画されている施設があり、看護職の離職や地域の医療崩壊が危惧される。地域医療を守るためには、医療従事者の雇用を維持し、地域において必要な医療機能を確保することが求められる。

そのため、看護職をはじめとする医療従事者の処遇悪化を防ぎ、雇用を維持できるように、第2次補正予算の予備費の活用はもとより、基本診療料等の診療報酬や訪問看護療養費等の大幅な引き上げを要望する。

以上